

令和8年度上下水道事業に係る地方財政措置について



総務省

令和8年2月3日

総務省自治財政局
公営企業経営室・準公営企業室

令和8年度地方財政対策の概要

1 公営企業の経営基盤の強化【上下水道事業】

- 地方公共団体が、広域化等をはじめとする公営企業の経営改善の取組を円滑に行うことができるよう、これらの取組に伴い公営企業に係る特別会計の廃止等を行う場合に必要となる一般会計の負担を平準化するため、「公営企業経営改善特例債(仮称)」を創設(地方財政法を改正)

2 インフラ老朽化対策の推進

- 埼玉県八潮市の事故等を踏まえて実施されている全国特別重点調査の結果、要対策とされた下水道管路に係る修繕について下水道事業債の対象に追加【下水道事業】
- 事故発生時に社会的影響が大きい水道管路の耐震化事業に対する一般会計からの繰入割合を拡充【水道事業】
- DX技術を活用した上下水道管路の点検・調査経費に係る特別交付税措置を創設【上下水道事業】

3 DX・GXの推進【上下水道事業】

- 「脱炭素化推進事業費」について、一部、対象事業を拡充した上で、事業期間を延長
- 「デジタル活用推進事業費」について、地方団体におけるサイバーセキュリティ対策の強化に必要なシステムの整備を対象に追加するとともに、地方団体の情報システム等の整備の取組状況を踏まえ、事業費を500億円増額

4 PFAS・PFOA対策に係る地方財政措置の拡充【水道事業】

- 令和8年4月1日のPFOS・PFOAの水質基準化に伴い、全国の水道事業者等において水質検査が義務化されたことを踏まえ、基準値を超えるPFOS・PFOAが検出された団体において、緊急的・暫定的に実施する応急対策により、一時的に生じる経費に対して地方財政措置を創設
- 制度開始当初、簡易水道事業においては、検査費用の増加に水道経営として直ちに対応することが困難である事業者があることを踏まえ、令和8年度から10年度までの3年間に限り、水質検査に要する経費に対して地方財政措置を創設

5 防災・減災対策の推進【下水道事業】

- 自然災害の激甚化・頻発化に対応するため、地方団体が単独事業として実施する防災・減災、国土強靱化の取組を一層推進できるよう、「緊急防災・減災事業費」及び「緊急自然災害防止対策事業費」について、対象事業を拡充した上で、事業期間を5年間延長

1. 上下水道共通事項

- 人口減少が進む中、これまで公営企業が提供してきたサービスを持続可能な形で提供していくためには、上下水道事業の広域化等をはじめ、更なる経営改善を進めることが重要
- 地方団体が、公営企業の経営改善の取組を円滑に行うことができるよう、これに伴い公営企業に係る特別会計の廃止等を行う場合に一般会計等が一時に負担する必要がある経費を対象として、当分の間、「公営企業経営改善特例債(仮称)」を発行できることとし、負担の平準化を図る(地方財政法を改正)

1. 対象経費

- ・ 施設及び設備の撤去並びに原状回復に要する経費
 - ・ 国又は地方団体から交付された補助金、負担金等の返還に要する経費
 - ・ 地方債の繰上償還に要する経費
 - ・ 退職手当の支給に要する経費
- 等 ※ 資産処分に係る収入を除く

2. 地方財政措置

- ・ 地方債充当率: 100% (資金手当)
- ・ 償還年限: 原則10年

3. 発行手続

- ・ 申請にあたり議会の議決
- ・ 総務大臣又は都道府県知事の許可

4. 活用が想定される経営改善の取組

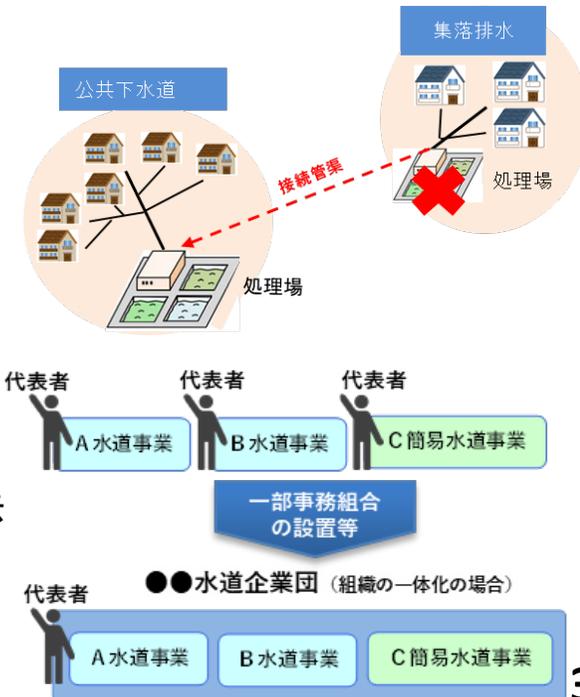
下水道事業

- 集落排水を公共下水道に接続
 - 集落排水を合併浄化槽に転換
- } 汚水処理場の撤去など

水道事業

- 簡易水道を上水道に統合
 - 他の地方公共団体と事業を統合
- } 浄水場の撤去など

※ 病院事業など上記以外の公営企業においても活用可能



個人設置型合併浄化槽への転換事例（静岡県南伊豆町）

取組の概要

汚水処理の方法を適正化するため、人口密度が小さいエリアにおいて漁業集落排水施設から経済性が高い（1戸あたりの経費が一番小さくなる）個人設置型浄化槽への転換を行った。

公営企業情報

- 行政区域内人口 7,505人（令和6年1月1日時点）
- 行政区域内面積 110.6 Km²（令和6年1月1日時点）
- 集合処理接続人口 1,608人（令和5年度決算）

具体的内容

- 個人設置型浄化槽に対し、設置費を100%補助することで、2年間で全戸（68戸）に浄化槽が設置された。随時、供用開始し、漁業集落排水施設を用途廃止した。

財源スキーム

- 総事業費：浄化槽設置に関する補助144,436千円、処理施設の解体等30,928千円
- 処理施設の解体等については、一般会計において過疎対策事業債（ソフト）の活用により対応
- 浄化槽設置費については、一般会計において過疎対策事業債（ハード）の活用等により対応

廃止した施設	処理施設 1 か所（漁業集落排水）	
対象施設を整備する際に活用した補助金	漁業集落環境整備事業補助金	
廃止等に要した経費	施設撤去費	処理施設の解体等 30,928千円
	繰上償還	—（償還済のため）
	補助金の返還	—（財産処分基準に該当）
	その他	浄化槽設置費 144,436千円（※1）

※1 個人設置型浄化槽の維持管理 維持管理の品質を確保するため、点検・清掃業者との契約を補助要件としている。

【参考】公営企業経営改善特例債(仮称)の想定される活用事例

事業名	経営改善の取組の例
下水道事業	集落排水を公共下水道に接続（統合）
	集落排水から浄化槽への転換
	他の地方公共団体と一部事務組合等を設立し、事業を移管
水道事業	簡易水道事業を水道事業に接続（統合）
	他の地方公共団体と一部事務組合等を設立し、事業を移管
病院事業	（一部の）病院の一部事務組合化、地方独立行政法人化、民営化 ※ 一部の病院の一部事務組合化とは、例えば、一の特別会計で複数の病院を運営している場合に、その一部の病院を一部事務組合化すること
交通事業	（一部の）事業の廃止、民営化 ※ 一部の事業の廃止とは、例えば、一の特別会計でバス事業と地下鉄事業を行っている場合に、バス事業を廃止すること
電気事業	（一部の）事業の廃止、民営化 ※ 一部の事業の廃止とは、例えば、一の特別会計で複数の発電事業を行っている場合に、太陽光発電事業を廃止すること
ガス事業	（一部の）事業の廃止、民営化 ※ 一部の事業の廃止とは、例えば、一の特別会計で複数のガス事業を行っている場合に、液化石油ガス事業を廃止すること

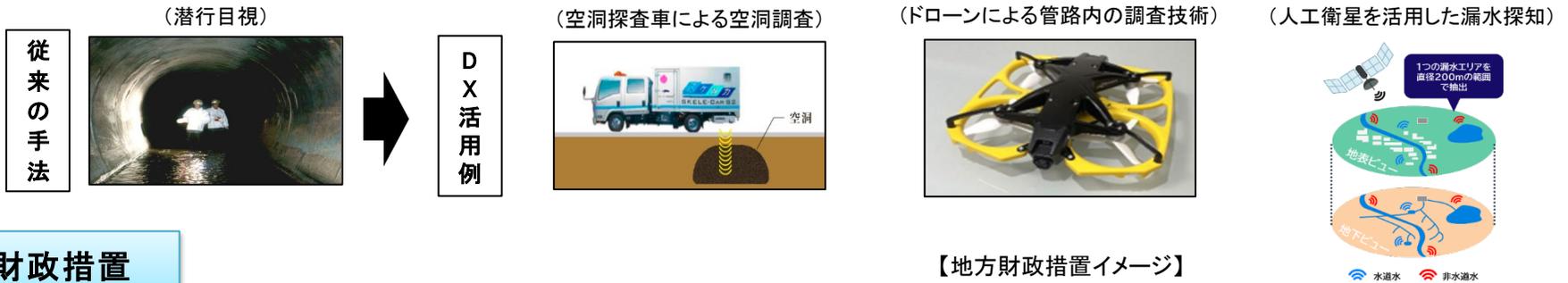
事業名	経営改善の取組の例
工業用 水道事業	工場の撤退等による事業の廃止
	他の地方公共団体と一部事務組合等を設立し、事業を移管
と畜場 事業	（一部の）事業の廃止
	他の地方公共団体と一部事務組合等を設立し、事業を移管
市場事業	（一部の）事業の廃止
	他の地方公共団体と一部事務組合等を設立し、事業を移管
港湾整備 事業	貨物の取扱量の大幅減少等による事業の廃止
観光施設 事業	民営化
	利用客の大幅減少等による事業の廃止
宅地造成 事業	地理的条件及び社会的状況からみて土地の売却見込みがないこと等による分譲の中止
介護 サービス 事業	民営化
駐車場 事業	民営化

※ 公営企業特別会計の全部の廃止(設置条例の廃止)又は一部の廃止(地方公営企業法施行規則第40条に定める報告セグメントの廃止)をする場合に限り活用可能

上下水道事業に従事する職員数が減少する中、管路に係る老朽化対策を適切に進めていくためには、DX技術を活用した点検・調査の高度化及び効率化の取組が必要であり、DX技術を活用した点検・調査に要する経費に対して特別交付税措置を講ずる。

1. 対象経費

- 上下水道管路施設に係るDX技術を活用した点検・調査の外部委託に要する経費
- DX技術について、国土交通省がR7.3に公表した「上下水道DX技術カタログ」に掲載された技術が対象

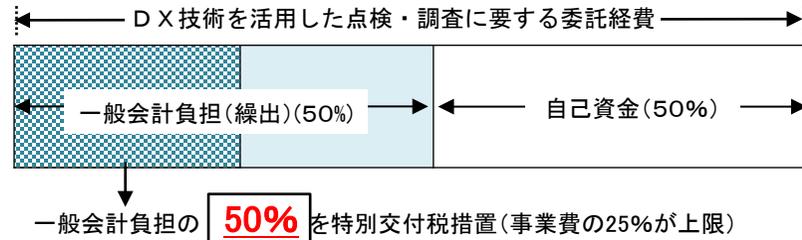


2. 地方財政措置

事業費の1/2を一般会計からの繰出の対象とし、実繰出額の50%を交付税措置

- ※ 地方単独事業で実施する事業が対象
- ※ 下水道事業については、汚水処理費が対象
- ※ 繰出基準については別途通知予定

【地方財政措置イメージ】



3. 事業期間

令和8年度～令和9年度(2年間)

【参考】メンテナンスDX技術の全国での標準装備完了

「第1次国土強靱化実施中期計画(R7. 6. 6閣議決定)」

<ul style="list-style-type: none"> ● 水道事業者(全国約1,400事業者)のうち、メンテナンスに関する上下水道DX技術(人工衛星やAIを活用した漏水検知手法等)を導入している事業者の割合 34%【R6】→ 100%【R9】 	<ul style="list-style-type: none"> ● 下水道事業を実施している地方公共団体(全国約1,500団体)のうち、メンテナンスに関する上下水道DX技術(ドローンによる下水道管路内調査手法等)を導入している団体の割合 21%【R6】→ 100%【R9】
--	--

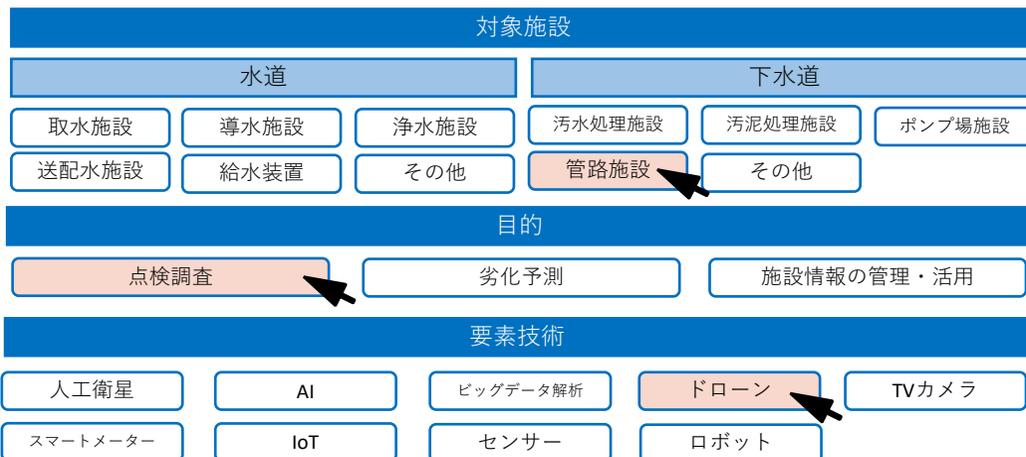
上下水道DX技術カタログ

- **上下水道施設のメンテナンスの高度化・効率化に資する「点検調査」、「劣化予測」、「施設情報の管理・活用」等に活用できるDX技術(計163技術)を掲載。**
- 今後も定期的にカタログに掲載する技術を追加し、内容を充実。
- カatalogを活用し、全国の上下水道において、**令和9年度までにDX技術を標準実装。**



上下水道DX技術
カタログQRコード

目的・要素技術等の条件から効率的にカタログ掲載技術を引き出すことが可能



希望する条件を選択して検索

- ※検索条件例
- ・下水道管路施設
 - ・点検調査
 - ・ドローン

検索結果 5件	
技術名	技術の保有者
〇〇技術	〇〇(株)
〇〇技術	(株)〇〇
...	...

個別の技術情報へ

ドローンによる管路内の調査技術

- ・ 人では進入困難な狭小空間でも安定飛行が可能
- ・ 硫化水素が滞留するような現場でも安全な場所から点検調査が可能



管路の点検調査技術掲載例

打音調査（衝撃弾性波法）による管路の健全度評価技術

- ・ 管に軽い衝撃を与えることにより発生する振動を加速度センサ等により計測
- ・ 管路の健全度や安全度を定量的に評価



路面下空洞調査技術

- ・ 地中レーダを用い、路面から深さ3.0mの範囲にある空洞を検出
- ・ 短期間で広範囲の調査が可能



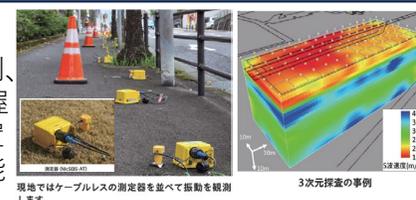
地中レーダによる空洞調査技術

- ・ 地中レーダを用い、覆工厚さや背面空洞を連続的に調査可能



常時微動の解析による地盤の緩み領域の把握

- ・ 自然界や人間活動による微小な振動を観測、解析することで「地盤の緩み領域」を把握
- ・ サウンディング等貫入試験を実施する位置を、効果的・効率的に設定することが可能



現場ではケーブルレスの測定器を並べて振動を観測します

3次元探索の事例

公営企業債（脱炭素化推進事業）の延長・拡充

R8 拡充

- 地球温暖化対策計画(令和7年2月閣議決定)を踏まえ、温室効果ガスの「2050年ネット・ゼロ」の実現に向け、公営企業の脱炭素化の取組を積極的に支援するため、公営企業債(脱炭素化推進事業)を延長・拡充。
- 延長期間は、地球温暖化対策計画に位置づけられた実行集中期間を踏まえ、令和12年度までの5年間とする。

1. 対象事業

公営企業における脱炭素化のための地方単独事業

2. 事業期間

令和8年度～令和12年度(5年間)

対象事業	事業概要 ※赤字はR8拡充分	地方財政措置								
①太陽光発電設備の整備等	太陽光発電設備※等の整備(売電を主たる目的とする場合を除く。) ※建材一体型太陽光発電設備及びペロブスカイト太陽電池を含む。	<p>一般会計負担(繰出) 地方負担額の1/2</p> <p>企業会計負担 地方負担額の1/2</p> <p>公営企業債(脱炭素化推進事業)</p> <p>通常の公営企業債</p> <p>元利償還金の 30~50% を普通交付税措置</p> <p>※水道事業、工業用水道事業、電気事業、ガス事業は一般会計出資債</p> <p>地方負担額の1/2に「公営企業債(脱炭素化推進事業)」を充当した上で、元利償還金の全額を一般会計からの繰出の対象とし、その元利償還金に下表のとおり普通交付税措置(残余(地方負担額の1/2)については、通常の公営企業債を充当)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象事業</th> <th>交付税措置率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①・②</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>③・⑤・⑥</td> <td>財政力に応じて30~50%</td> </tr> <tr> <td>④・⑦</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table>	対象事業	交付税措置率	①・②	50%	③・⑤・⑥	財政力に応じて30~50%	④・⑦	30%
対象事業	交付税措置率									
①・②	50%									
③・⑤・⑥	財政力に応じて30~50%									
④・⑦	30%									
②ZEB基準相当への適合	ZEB基準相当に適合させるための改修等									
③省エネルギー基準への適合	省エネルギー基準に適合させるための改修									
④個別設備の省エネルギー改修	空調機器等※の各設備が個別に省エネルギー基準を満たす改修 ※対象設備：空調機器、換気設備、給湯機器、コージェネレーションシステム									
⑤③以外の省エネルギー改修	③の対象設備以外の設備に係る省エネルギー改修※(高効率ポンプ導入等) ※改修前と比較し、二酸化炭素排出量を15%以上削減できるもの									
⑥LED照明の導入	LED照明の導入のための改修									
⑦電動車の導入	公用車における電動車※の導入・充電放電設備の整備 ※電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車									

※この他、小水力発電(水道事業等)や設備の省エネルギー改修(国庫補助事業)等(下水道事業)、電動バス(EV、FCV、PHEV)等の導入(交通事業)についても対象

1. デジタル活用推進事業債について

- デジタル活用推進計画に位置付けて公営企業が実施する地域社会の諸課題を解決するために必要な情報システム又は情報通信機器等の整備等※に係る地方単独事業等について、一般会計が負担又は助成を行う場合には、一般会計においてデジタル活用推進事業債を充当可能とする。

※ 病院・介護サービス事業に必要な機器については、従前どおり病院事業・介護サービス事業債で対応

2. 公営企業デジタル活用推進事業債等について

- 住民の利便性向上、行政運営の効率化又は地域社会の諸課題の解決に資する情報システム又は情報通信機器の整備に係る事業に要する一定の経費について、下記の公営企業債を充当することも可能とする。

(1) 公営企業デジタル活用推進事業債（資金手当）

デジタル活用推進計画に位置付けて実施するもの

(2) 広域化等事業費を対象とした公営企業債

- ① 水道事業における広域化に伴い必要なもの
- ② 病院事業における機能分化・連携強化に伴い必要なもの
- ③ 下水道事業における広域化・共同化に伴い必要なもの

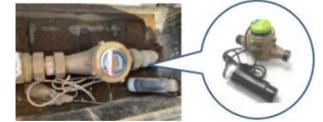
※ 令和8年度から、1及び2の対象経費に、サイバーセキュリティ対策の強化に必要なシステム(業務端末・システムへの不正アクセスを常時監視するシステム)の整備を追加

※ 2(2)における具体的な事業及び財政措置は、各事業債の取扱いによる

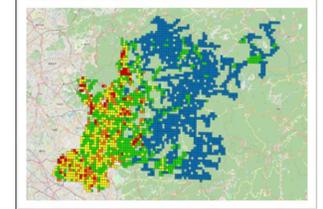
3. 事業期間

令和11年度までの5年間

(水道スマートメーター)



(水道管路劣化状況点検システム)



(オンライン診療)



(管路等劣化状況点検用ドローン)



令和8年度地方債計画については、物価高が継続する中、地方公共団体の官公需における適切な価格転嫁の取組の推進が求められていることを踏まえ、道路や施設の改修等に係る投資的経費(単独)の確保への対応をするとともに、地方公共団体が緊急に実施する防災・減災対策、公共施設等の適正管理、地域の脱炭素化、こども・子育て支援、自治体DX・地域社会DXの推進、地域の実情に応じた高校教育改革、地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとする。併せて、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして、通常収支分、東日本大震災分のそれぞれについて策定している。

(1) 概況

総額は9兆4,738億円となり、前年度に比べて3,835億円、4.2%の増となっている。

このうち、普通会計分は6兆1,448億円で、前年度に比べて1,828億円、3.1%の増、公営企業会計等分は3兆3,290億円で、前年度に比べて2,007億円、6.4%の増となっている。

(2) 地方公営企業による生活関連社会資本の整備の推進

上下水道の老朽化対策をはじめとする、住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進できるよう、所要額を計上している。

※【水道事業】R7:7,342億円 → R8:7,916億円(+574億円、+7.8%) 【下水道事業】R7:13,918億円 → R8:15,373億円(+1,455億円、+10.5%)

(3) 地方債資金の確保

公的資金については、前年度と同程度の割合(全体の42.5%)を確保している。また、民間等資金については、その円滑な調達を図るため、共同発行市場公募債としてグリーンボンドを発行するなど、市場公募地方債の発行を引き続き推進することとしている。

【参考】 地方債資金の構成内訳(通常収支分と東日本大震災分の合計)

区 分	令和8年度計画		令和7年度計画		差引		増減率 (C)/(B)×100
	(A)	構成比	(B)	構成比	(A)-(B)	(C)	
公 的 資 金	40,308	42.5	38,776	42.6	1,532		4.0
財政融資資金	23,558	24.9	22,699	25.0	859		3.8
地方公共団体金融機構資金	16,750	17.7	16,077	17.7	673		4.2
(国の予算等貸付金)	(140)	—	(177)	—	(△37)		(△20.9)
民 間 等 資 金	54,446	57.5	52,142	57.4	2,304		4.4
市 場 公 募	34,000	35.9	32,600	35.9	1,400		4.3
銀 行 等 引 受	20,446	21.6	19,542	21.5	904		4.6
合 計	94,754	100.0	90,918	100.0	3,836		4.2

(注)1 市場公募地方債については、借換債を含め6兆3,600億円(前年度比△500億円、0.8%減)を予定している。

2 国の予算等貸付金の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって合計には含めていない。

2. 水道事業関係

水道管路耐震化事業に係る地方財政措置の拡充

R 8 拡充

- 水道管路耐震化事業について、緊急性や社会的影響等を勘案した重点的な耐震化を推進するため、**大規模管路等の耐震化事業に対する地方財政措置を拡充するとともに、令和12年度まで延長**

【対象事業者】 **当該年度前5年度内**に経営戦略を**策定又は改定**している末端給水事業者・用水供給事業者

【対象経費】 対象事業者が実施する水道管路の耐震化※に要する経費

※ 対象となる管種は、国庫補助(水道管路緊急改善事業、水道管路強靱化推進事業又は重要水道管路更新事業)で対象とされている管種

【地方財政措置の概要】 <国庫補助事業及び地方単独事業が対象>

- 基準管路耐震化事業費(以下の①又は②のいずれか低い方)に上積みして実施する事業費(上積事業費)の1/4(一般対策分)、又は1/2(特別対策分)を限度として、一般会計からの出資の対象とする。

① 令和2～4年度の平均管路耐震化事業費

② 有収水量1m³当たり標準事業費(52円)に当該団体の令和2～4年度の平均有収水量を乗じて得た事業費

※ 用水供給事業者については、①を基準管路耐震化事業費とする。

<特別対策分の対象要件>

前々年度における家庭用料金(13mm・20m³)が全国平均以上かつ、有収水量1m³当たり資本費が全国平均以上

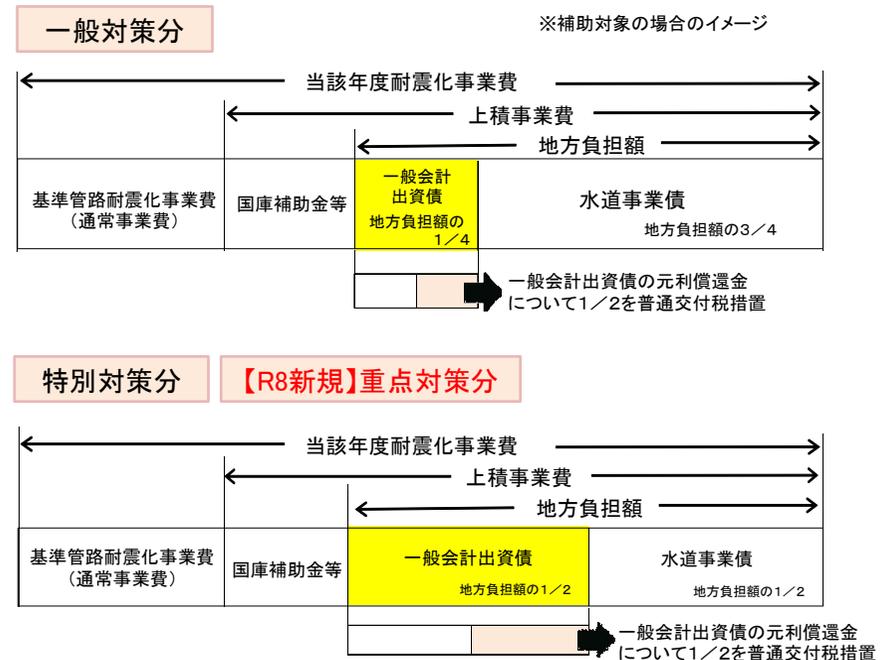
- **事故発生時に社会的影響が大きい水道管路の耐震化事業については、一般対策分又は特別対策分と分けて上積事業費を積算(基準管路耐震化事業費は上記①により積算)し、その1/2を限度として、一般会計からの出資の対象とする(重点対策分)。**

<事故発生時に社会的影響が大きい管路>

多数の地域住民に重大な影響を及ぼす管路として、口径800mm以上の管路、緊急輸送道路・重要物流道路・軌道・河川・海・湖の下に埋設またはこれらを横断している管路

- 当該一般会計出資のための起債の元利償還金について、普通交付税による措置(1/2)を講ずる。

【事業期間】 令和8年度～**令和12年度**



- 令和8年4月1日のPFOS・PFOAの水質基準化に伴い、全国の水道事業者等において水質検査が義務化。
- 基準値を超えるPFOS・PFOAが検出された団体において、緊急的・暫定的に実施する応急対策により、一時的に生じる経費に対して地方財政措置を講じる。
- また、制度開始当初、簡易水道事業においては、検査費用の増加に水道経営として直ちに対応することが困難である事業者があることを踏まえ、令和8年度から10年度までの3年間に限り、水質検査に要する経費に対して地方財政措置を講じる。

1. 対象経費

- ① 応急対策：PFOS・PFOAの水質基準化後※1、基準値を超えるPFOS・PFOAが検出されたことに伴い、一時的に生じる以下の経費
 - ・ 水道事業者等（公営・民営）※2が緊急的・暫定的に実施する水質監視の強化や応急給水のほか、濃度低減対策などに要する掛かり増し経費に対し、一般会計が補助又は水道事業会計に繰出しを行う場合、当該補助又は繰出額
 - ・ 一般会計において実施する住民説明会等に要する経費
- ② 水質検査：簡易水道事業者（公営・民営）が最低限※3実施しなければならない水質検査に要する経費に対し、一般会計が補助又は簡易水道事業会計に繰出しを行う場合、当該補助又は繰出額

※1 経過措置として、PFOS・PFOAの水質基準化以前に暫定目標値を超えたことにより、応急対策を実施中の団体において、令和8年度以降に2適用期間の期間内に実施する経費については措置対象とする

※2 専用水道を除く

※3 3ヶ月に1回（簡易水道は条件を満たせば半年に1回または1年に1回）

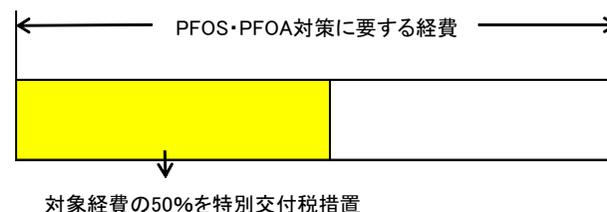
2. 適用期間

- ① 応急対策：PFOS・PFOAが基準値を超えて検出された以降3年間※
※除去施設等を整備する場合は施設完成までの間（最長5年間）
- ② 水質検査：令和8年度から10年度の3年間

3. 地方財政措置

対象経費の50%に対して特別交付税措置

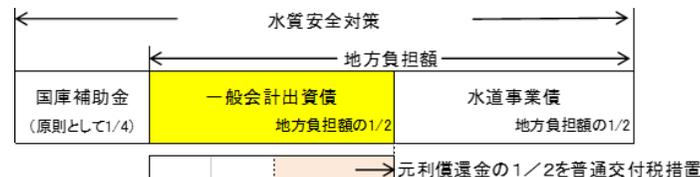
<地方財政措置のイメージ>



(参考)水質安全対策に係る施設整備事業に対する地方財政措置

【対象経費】 公共用水域の汚濁に起因する物質等を除去するために行う浄水場等の施設整備事業

【地方財政措置】 対象経費のうち1/2を、一般会計出資債の対象とし、元利償還金の50%を普通交付税措置



3. 下水道事業関係

下水道の老朽化対策の推進（大規模下水道管路修繕）

R8新規

埼玉県八潮市で発生した下水道等に起因する事故を踏まえて「全国特別重点調査」が実施されており、その結果、対策が必要とされた下水道管路に係る修繕について、下水道事業債の対象に追加する。

下水道管路に係る全国特別重点調査への対応

- 令和7年度、管径2m以上かつ布設30年以上経過した下水道管路を対象として、「全国特別重点調査」が実施されている。
- 調査で異状が確認された箇所について、今後5年以内に「改築」もしくは「修繕」の対策を実施することが求められている。
- 調査の結果、対策が必要とされた下水道管路に係る修繕について、下水道事業債の対象に追加し、改築の場合と同様の交付税措置を講じる。

【事業期間】令和8年度～令和12年度(5年間)

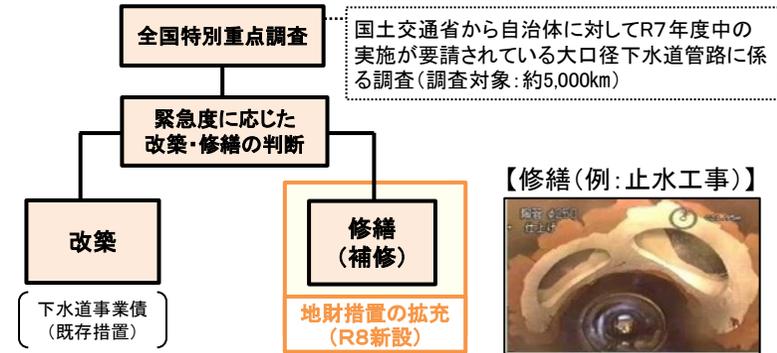
【対象経費】「全国特別重点調査」の結果、対策が必要とされた下水道管路の修繕に要する経費
※ 収益的支出(3条予算)に計上する修繕経費が対象

【地方財政措置】充当率100%、償還年限10年
人口密度に応じ元利償還金の21～49%を普通交付税措置
※ 繰出基準については別途通知予定

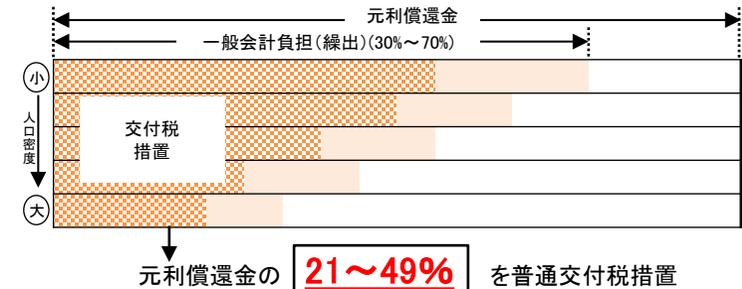
【参考】下水道事業債の起債対象について

- 全国特別重点調査の対象となっていない下水道管路その他の施設に関しても、以下の事業に要する経費については、国庫補助事業の対象となるか否か等に関わらず、下水道施設の建設事業費として、従前より、下水道事業債の対象として起債することが可能。
 - ・ 長寿命化など施設の使用可能期間の延長に資する事業
 - ・ 機能強化など固定資産の価値の増加に資する事業

【全国特別重点調査の概要】



【地方財政措置イメージ】※ 改築の場合と同様



- 地球温暖化対策計画(令和7年2月閣議決定)を踏まえ、温室効果ガスの「2050年ネット・ゼロ」の実現に向け、下水道事業における脱炭素化を推進するため、再生可能エネルギーの導入、汚泥の活用や高温焼却によるN₂O(一酸化二窒素)の削減の取組、設備の省エネルギー改修に対して地方財政措置を講じる。

1. 対象事業

※ 赤字はR8拡充分

- 再生可能エネルギーの導入(バイオガス発電、下水汚泥固形燃料化、下水熱の活用)
- 汚泥の活用や高温焼却(肥料化施設、リン回収施設、高温焼却施設の導入)
- 設備の省エネルギー改修

※1 地方公共団体実行計画に基づいて行う地方単独事業・国庫補助事業が対象 ※2 売電を主たる目的とする発電施設・設備については対象外

2. 事業期間

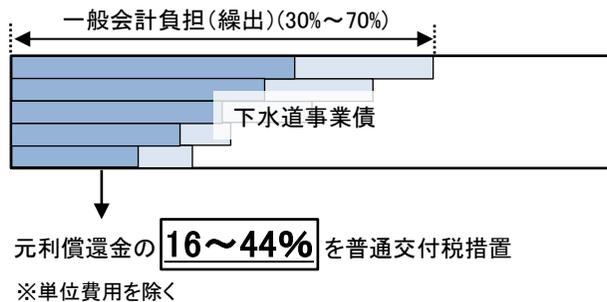
- 令和8年度～令和12年度(5年間)

3. 地方財政措置

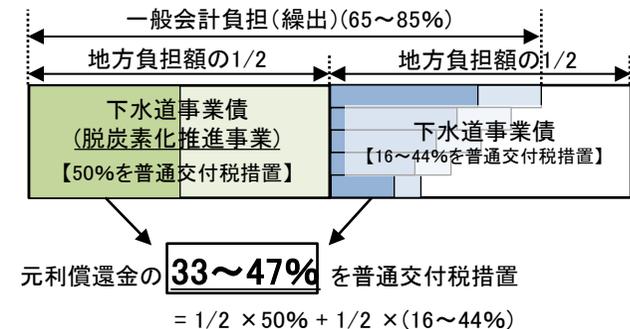
- 地方負担額の1/2に「下水道事業債(脱炭素化推進事業)」を充当した上で、元利償還金の全額を一般会計からの繰出の対象とし、その元利償還金の50%を普通交付税措置(残余(地方負担額の1/2)については、通常下水道事業債を充当)



通常



脱炭素化推進事業



- 自然災害の激甚化・頻発化に対応するため、地方団体が単独事業として実施する防災・減災、国土強靱化の取組を一層推進できるよう、緊急自然災害防止対策事業債について、事業期間を令和12年度まで5年間延長する。

1. 対象経費等

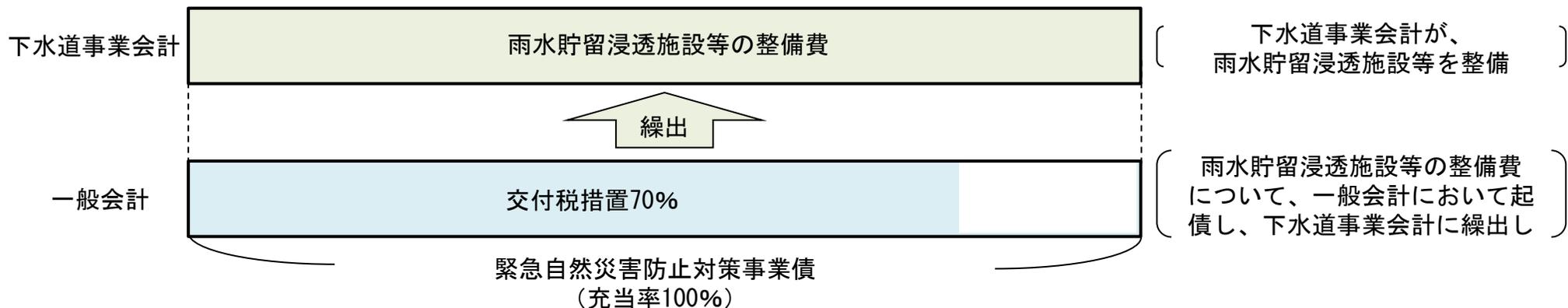
- 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために、地方団体が策定する「緊急自然災害防止対策事業計画」に基づき実施する地方単独事業(※)
 - ※ 基本的に国庫補助要件を満たさない小規模な事業が対象。
 - ※ 流域治水プロジェクト等に位置付けられた事業の場合は、国庫補助要件を満たす事業についても対象。
- 公共下水道事業において、以下の対象施設の整備に要する経費として一般会計から下水道事業会計に繰り出した額が緊急自然災害防止対策事業債の対象経費となる
 [対象施設] 雨水貯留浸透施設(雨水貯留管を含む)、雨水ポンプ、樋門、樋管の整備

2. 事業期間

令和8年度～令和12年度(5年間)

3. 地方財政措置

充当率100%、元利償還金の70%を交付税措置



參考資料

令和8年度「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」

～ 総務省と地方公共団体金融機構の共同事業 ～

- 人口減少下において、地方公共団体における人手不足等の資源制約や、施設の老朽化に伴う更新需要の増大等の問題が深刻化しており、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行っていく必要性が高まっている。
- しかしながら、地方公共団体においては、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が十分に蓄積されていない場合が多く、小規模市町村を中心として、取組の推進に困難を伴っている団体もあるところ。

➡ **地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、地方公共団体の要請に応じてアドバイザーを派遣。**

<ポイント>

- ① アドバイザーは、自治体職員・OB、公認会計士、学識経験者等の**専門的な人材が務め、それぞれの団体が選択。**
- ② アドバイザーの**派遣経費（謝金、旅費）は、地方公共団体における予算計上不要（地方公共団体金融機構が負担）。**

事業概要（支援分野）

- 公営企業・第三セクター等の経営改革
 - ・ DX・GXの取組
 - ・ 経営戦略の改定・経営改善
 - ・ 公立病院経営強化プランの改定・経営強化の取組
 - ・ 上下水道の広域化等
 - ・ 第三セクター等の経営健全化
- 公営企業会計の適用
- 地方公会計の整備・活用
- 公共施設等総合管理計画の見直し・実行
- 地方公共団体のDX（消防防災DXを含む）
- 地方公共団体のGX
- 地方公共団体間の広域連携
- 地方税務行政のDX等
- 地方創生の取組
- 首長・管理者向けトップセミナー

水道事業：139件
下水道事業：180件

事業実績

R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度 (R8. 1. 13時点)
555	723	929	1,131	1,406

※地方公共団体からの申請件数

